

# 設 計 書

予算項目	配水費 委託料
委託番号	委託 第8号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和8年度	作 成 年 月 日	令和8年1月5日	履行期間	令和9年 3月31日 まで
委 託 名	送配水ポンプ場保守点検業務委託				
委託場所	金照寺山ポンプ場ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		秋田地区 ポンプ場ほか 16箇所	
	業 務 価 格		河辺地区 ポンプ場ほか 2箇所	
	消費税等相当額		雄和地区 ポンプ場ほか 3箇所	
	業 務 委 託 費			
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

## 点検施設一覧

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1 金照寺山ポンプ場          | 17 新川送水ポンプ場・配水池・計量室 |
| 2 太平十三岱ポンプ場         | 18 繫沢増圧ポンプ場         |
| 3 太平地主ポンプ場          | 19 椿川送水ポンプ場         |
| 4 太平黒沢ポンプ場          | 20 椿川配水ポンプ場・配水池     |
| 5 太平八田ポンプ場          | 21 女米木送水ポンプ場・配水池    |
| 6 太平和岱ポンプ場          |                     |
| 7 添川ポンプ場            |                     |
| 8 上新城保多野ポンプ場        |                     |
| 9 上新城五十丁ポンプ場        |                     |
| 10 キャンパスタウン自由が丘ポンプ場 |                     |
| 11 手形山団地ポンプ場・配水池    |                     |
| 12 小山田ポンプ場・配水池      |                     |
| 13 下浜ポンプ場・配水池       |                     |
| 14 大平台高架水槽          |                     |
| 15 桜ひがしポンプ場・配水塔     |                     |
| 16 南ヶ丘ポンプ場・高架水槽     |                     |









# 送配水ポンプ場保守点検業務委託

## 特記仕様書

令和8年度

秋田市上下水道局

## 第 1 章 総 則

### (適 用)

第 1 条 この仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）のポンプ場施設の保守点検業務委託に適用する。

本仕様書に定めのない事項については、「配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）」で定めるものとし、その他は委託者との打合せにより決定する。

### (目 的)

第 2 条 この保守点検業務委託（以下「業務」という。）は、ポンプ場施設の性能維持を図るために、当該設備の保守点検調整を行い、あわせて劣化および摩耗等について技術的評価を行うものとする。

### (法令の遵守)

第 3 条 受託者は業務に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守しなければならない。

受託者は、資格（資格、認定等）を必要とする作業は、当該資格を有する者に行わせるものとする。

### (基本事項)

第 4 条 この業務は、契約書および特記仕様書に基づいて行うものとする。

2 特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務の遂行上必要と認められる事項については、契約金額の範囲内において実施するものとする。

3 受託者は委託者の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

### (業務期間)

第 5 条 業務期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### (用語の定義)

第 6 条 「保守」とは、機器の必要とする性能や機能を維持する目的で行う消耗部品、材料の取替え、注油その他汚れ等の除去および部品調整等の軽微な作業

をいう。

- 2 「点検」とは、機器の機能および劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。
- 3 「調整」とは、機器の状態を指定された性能および仕様等に適合するように整えることをいう。
- 4 「技術的評価」とは、機器の劣化や摩耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な処置や機器の寿命等を判断することをいう。

### **(従事者の配置等)**

第7条 受託者は、業務を円滑に遂行するために次の従事者を配置するものとする。

- (1) 機械設備の知識、経験を有する者
  - (2) 第2種電気工事士以上の資格を有する者
- 2 委託者は、業務遂行に不相当と認められる場合は、その理由を明示して従事者の交代を求めることができるものとする。
  - 3 受託者は、委託期間中に従事者を交替又は増員使用とする場合は、あらかじめ変更の手続きをとらなければならない。

### **(業務総括責任者の選任等)**

第8条 受託者は、従事者の中から業務総括責任者を選任し、書面をもって委託者に届出て、承認を得なければならない。

- 2 受託者は、業務総括責任者を解任する場合には、あらかじめ後任者を選任し、前項の手続きをとらなければならない。
- 3 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に履行するため、業務総括責任者に委託業務の内容を熟知させるとともに、従事者を指揮監督させなければならない。

### **(緊急時の連絡体制)**

第9条 受託者は災害時に備えて、あらかじめ緊急連絡体制を定めておかなければならない。

### **(提出書類)**

第10条 受託者は指定する期日までに次の書類を委託者に提出するものとする。ただし、業務内容により、委託者が別途他の書類の提出を求めた際は

指示に従い対応するものとする。

### 提出書類一覧表

提出書類	提出期日	部数
業務計画書 (選任届・緊急連絡体制含む)	契約履行期間開始の2週間前まで	1
保守点検業務報告書 (点検表・次回点検週間工程表含む)	各点検完了後2週間以内	1
業務完了・一部完了届	四半期月ごとの業務完了後2週間以内	1

- 2 業務計画書の様式は、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」の施工計画書作成要領に準じるものとする。

#### **(委託料の支払い)**

第11条 委託者は、委託料を四半期ごとに分割し支払うものとし、受託者は四半期ごとの検査に合格したときは、業務完了分の委託料を請求するものとする。

- (1) 第一四半期（令和8年4月1日～令和8年6月30日）
- (2) 第二四半期（令和8年7月1日～令和8年9月30日）
- (3) 第三四半期（令和8年10月1日～令和8年12月31日）
- (4) 第四四半期（令和9年1月1日～令和9年3月31日）

#### **(安全管理)**

第12条 受託者は、業務に当たり関係法令を遵守し、労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めなければならない。

- 2 受託者は、業務に当たり酸素欠乏危険箇所、薬液等の漏えいが予想される箇所、高所およびその他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めなければならない。
- 3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講ずるものとする。

#### **(衛生管理)**

第13条 受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意しなければならない。

2 受託者は、施設および周辺について常に清掃を行い、整理整頓に務めるものとする。

3 受託者は、作業従事者について水道法第21条に定める健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）を契約履行期間開始の2週間前までに実施し、更に6ヶ月後の計2回実施するものとしその検査結果報告書の写しを提出しなければならない。

#### **（保守点検用工具）**

第14条 保守点検用工具および作業用消耗品は、原則として受託者が持参したものを使用するものとする。

#### **（作業工程等の打合せ）**

第15条 受託者は、委託者を工程等について事前に打合せを行うものとする。

#### **（提出書類および諸手続）**

第16条 受託者は、委託者と協議の上、点検業務作業に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続きを迅速かつ確実に行い、その経過について直ちに委託者に報告しなければならない。

## 第2章 保守点検業務

### (保守点検対象設備)

第17条 本業務の対象となる施設は次のとおりとする。(詳細は別紙ポンプ場一覧表および位置図による。)

施設名称	所在地
(1) 金照寺山ポンプ場	檜山城南町1-18
(2) 太平十三岱ポンプ場	太平山谷字十三岱101-6
(3) 太平地主ポンプ場	太平山谷字地主192-3
(4) 太平黒沢ポンプ場	太平黒沢字平沢74-2
(5) 太平八田ポンプ場	太平八田字平ノ脇75-3
(6) 太平和岱ポンプ場	太平八田字細田119-23
(7) 添川ポンプ場	添川字添川170-3
(8) 上新城保多野ポンプ場	上新城保多野字山鼻190
(9) 上新城五十丁ポンプ場	上新城五十丁字小林188
(10) キャンパスタウン自由が丘ポンプ場	下新城中野字街道端西361
(11) 手形山団地ポンプ場	手形字大沢333
同 配水池	手形字大沢346-8
(12) 小山田ポンプ場	上北手猿田字猿田沢50-1
同 配水池	上北手小山田字山造沢地内
(13) 下浜ポンプ場	下浜羽川字横長根31-67
同 配水池	下浜羽川字五郎池124-6
(14) 大平台高架水槽	大平台一丁目10-4
(15) 桜ひがしポンプ場	桜ガ丘二丁目1
同 配水塔	桜ガ丘五丁目4-13
(16) 南ヶ丘ポンプ場	南ヶ丘二丁目1-2
同 高架水槽	南ヶ丘三丁目地内
(17) 新川送水ポンプ場	河辺岩見字新川32-3
同 鵜養配水池	河辺岩見字善知鳥坂139-1
同 鵜養計量室	同上

(18) 繫沢増圧ポンプ場	河辺三内字繫沢75-4
(19) 椿川送水ポンプ場	雄和椿川字長者屋敷1
(20) 椿川配水ポンプ場	雄和椿川字前椿岱462-1
同 椿川配水池	同上
(21) 女米木送水ポンプ場	雄和女米木字高麓沢38-3
同 配水池	雄和女米木字高麓沢166-7

### (業務時間)

第18条 業務時間は委託者側の勤務時間内を基準とし、受託者が始業前に委託者に連絡をしてから点検を開始するものとする。

2 前項の規定に関わらず、異常事態の発生、その他必要があるときは、受託者は委託者の指示に従って業務を遂行しなければならない。

### (業務内容)

第19条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常点検（概ね15日に1回）

ア 共通事項

日常点検は、別紙「ポンプ場日常点検表（様式1）」により実施するものとし、該当する項目について保守・点検・調整し、良否判定を行う。この時、特記事項があるときはこれを記入する。

（通常は1か月に2回、平日第2週と第4週に点検を実施する。）

イ 自動水質計器の点検

水質計器（残留塩素濃度計）が設置されている施設について、当該計器の点検を行い、指示値を記録する。

[残留塩素濃度計設置施設]

(ア) キャンパスタウン自由が丘ポンプ場

(イ) 太平地主ポンプ場

(ウ) 新川送水ポンプ場

(エ) 椿川配水ポンプ場

ウ 水質（残留塩素濃度）の手動測定

次のポンプ場施設について、比色式残留塩素濃度計等を使用し残留塩素濃度を測定するとともに、点検表にその結果を記入する。

なお、使用する測定機器および試薬等は、受託者の負担とする。

〔残留塩素濃度手動測定施設〕

- (ア) 太平黒沢ポンプ場 1次側：受水槽ドレン、2次側：屋外散水栓
- (イ) 太平地主ポンプ場 1次側：屋外散水栓、2次側：残塩計試料水
- (ウ) 太平十三岱ポンプ場 1次側：屋外散水栓、2次側：受水槽ドレン

(2) 年次点検（1年に1回）

年次点検は、別紙「年次点検報告書（様式2）」により実施し、該当する項目について技術的評価を行い、特記事項があるときはこれを記入する。（日常点検に加えて実施）

(3) 次亜塩素注入装置の維持管理（15日に1回）

次のポンプ場施設について、次亜塩素注入装置の保守・点検・調整を実施し、各給水区域3箇所の残留塩素濃度測定（ポンプ場内1箇所、ドレン1箇所）を行う。

なお、薬品については委託者が補給する。

〔次亜塩素注入装置設置施設〕

- ア 太平地主ポンプ場
- イ キャンパスタウン自由が丘ポンプ場
- ウ 新川送水ポンプ場

(4) 障害発生時（故障等）の緊急保守

ア 障害発生時（故障等）に委託者又は自動通報装置から通報があった時は、受託者は直ちに技術者を派遣して施設、機器等の保守および修理を行うものとし、別紙「事故・故障報告書（様式3）」により故障状況、故障原因および処置について報告するものとする。

イ 大規模な災害などにより長時間にわたりポンプ場施設の運転に支障を来すおそれがある場合は、受託者は委託者の通報の有無にかかわらず、直ちに技術者をポンプ場施設に派遣し、委託者の指示のもと施設状況の確認、機器の保守又は修理等の対応を行う。

(5) 非常用発電機の運転に関すること

長時間停電などによりポンプ場施設の発電機が運転又は運転を必要とする場合は、委託者の指示のもと受託者は直ちに技術者をポンプ場施設に派遣し、発電機の運転監視等を行う。

なお、可搬式発電機の設置費用等については委託者の負担とする。

〔非常用発電機設置施設〕

ア	キャンパスタウン自由が丘ポンプ場	50.0kVA×1台
イ	椿川送水ポンプ場	72.0kVA×1台
ウ	椿川配水ポンプ場	47.5kVA×1台
エ	手形山団地ポンプ場	50.0kVA×1台
オ	当局保有可搬式発電機	50.0kVA×3台

〔可搬式ディーゼル発電機設置対応施設〕

- (ア) 太平地主ポンプ場
- (イ) 太平八田ポンプ場
- (ウ) 上新城保多野ポンプ場
- (エ) 下浜ポンプ場
- (オ) 桜ひがしポンプ場
- (カ) 南ヶ丘ポンプ場
- (キ) 新川送水ポンプ場

(6) 記録計のデータ回収（1ヶ月に1回）

ポンプ場に設置されているペーパーレス式記録計について、メモリーカードを交換してデータを回収し、点検報告書とともに提出する。

〔ペーパーレス式記録計設置施設〕

- ア 太平地主ポンプ場
- イ キャンパスタウン自由が丘ポンプ場
- ウ 桜ひがしポンプ場
- エ 南ヶ丘ポンプ場
- オ 新川送水ポンプ場
- カ 椿川送水ポンプ場
- キ 椿川配水ポンプ場
- ク 女米木送水ポンプ場

(7) その他、委託者の指示によるもの

**(修 理)**

第20条 受託者は、業務により発見した異常箇所のうち、現場で修理可能なものについては、修理内容を委託者と協議し、承認を受けてから処置しな

ければならない。

ただし、緊急を要する場合は応急処置を行うとともに、直ちに委託者に報告し指示を受けるものとする。

#### **(消耗材料)**

第21条 点検業務に必要な消耗材料等は、受託者の負担とする。

#### **(発生品の処分)**

第22条 点検業務等で発生した部品材料等は、受託者の責任により処分しなければならない。

#### **(事故および機器の不具合)**

第23条 点検業務作業における、受託者の責任に帰する事故および機器の不具合については、受託者の責任と負担により直ちに処置し、委託者の確認を得る。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度委託者と受託者との協議の上、決定する。

#### **(その他)**

第24条 点検業務を行う機器は稼働中の設備であるため、施設の運転に支障がないように業務を行うこと。

また、冬期間においては点検路の除雪についても行うものとする。

- 2 受託者は、作業中、市民から問合せ等があった場合には、誤解を招くことがないように対応するものとする。
- 3 本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議し定めるものとする。

以 上

ポンプ場一覧表

秋田地区

は休止・廃止施設

No.	施設の名称		所在地	バルブ 番号	電話番号	契約容量 電柱番号	構造 ・ 能力	ポンプ容量(m <sup>3</sup> /分×m×kW×台) 高低差(m)	運転方法	備考
								有効容量(m <sup>3</sup> ) 非常用発電機容量(kVA)		
1	金照寺山ポンプ場	増圧 ポンプ場	楢山城南町1-18	in 15571 out 15572	833-4582	15A、3kW 金照寺山分線2	0.35m <sup>3</sup> /分×20m×2.2kW×2台		圧力0.40MPaで起動 圧力0.55MPaで停止 自動交互運転	非常通報装置
2	太平十三岱ポンプ場	配水 ポンプ場 受水槽	太平山谷字十三岱101-6	in 21095 out 21096	838-2561	10A、9kW 太平線293	0.2m <sup>3</sup> /分×60m×3.7kW×2台 5.0m <sup>3</sup>		圧力0.55~0.65MPa 流量10L以下停止 自動交互・並列運転	非常通報装置
3	太平地主ポンプ場	配水 ポンプ場 受水槽	太平山谷字地主192-3	in 21062 out 21063	838-2271	20A、25kW 太平線254	0.45m <sup>3</sup> /分×60m×11kW×2台 15.0m <sup>3</sup>		圧力0.55MPaで起動 圧力0.68MPaで停止 自動交互運転	非常通報装置、薬注装置、 残塩計、記録計 可搬式発電機設置対象施設
4	太平黒沢ポンプ場	配水 ポンプ場 受水槽	太平黒沢字館越82	in 7748 out 7750	838-2393	20A、25kW 太平線196西8	0.68m <sup>3</sup> /分×45m×11kW×2台 18.0m <sup>3</sup>		圧力0.4MPaで起動 圧力0.6MPaで停止 自動交互運転	非常通報装置
5	太平八田ポンプ場	配水 ポンプ場 受水槽	太平八田字平ノ脇75-3	in 21751 out 21753	838-3098	20A、17kW 木曾石線 46	0.255m <sup>3</sup> /分×68m×7.5kW×2台 15.0m <sup>3</sup>		圧力0.55MPaで起動 圧力0.72MPaで停止 自動交互運転	非常通報装置 可搬式発電機設置対象施設
6	太平和岱ポンプ場	増圧 ポンプ場	太平八田字細田119-23	in 21755 out 21757	838-3097	10A、1kW 木曾石開拓線 9	0.1m <sup>3</sup> /分×30m×1.1kW×2台		圧力0.32~0.43MPa 流量10L以下停止 自動交互運転	非常通報装置
7	添川ポンプ場	増圧 ポンプ場	添川字添川170-3	in 4609 out 4608	868-6891	20A、7kW 旭川線 71	0.35m <sup>3</sup> /分×49m×5.5kW×2台		圧力0.45MPaで起動 圧力0.62MPaで停止 自動交互運転	非常通報装置
8	上新城保多野ポンプ場	配水 ポンプ場 受水槽	上新城保多野字山鼻190	in 658 out 659	870-2819	20A、17kW 上新城線 223	0.325m <sup>3</sup> /分×60m×7.5kW×2台 15.0m <sup>3</sup>		圧力0.56MPaで起動 圧力0.65MPaで停止 自動交互運転	非常通報装置
9	上新城五十丁ポンプ場	増圧 ポンプ場	上新城五十丁字小林188	in 666 out 667	870-2174	10A、1kW 上新城線 202北3	0.11m <sup>3</sup> /分×30m×1.1kW×2台		圧力0.32~0.43MPa 流量10L以下停止 自動交互運転	非常通報装置
10	キャンパスタウン 自由が丘ポンプ場	配水 ポンプ場 受水槽	下新城中字野街道端西361	in 209 out 211	873-7820	40A、14kW 自由が丘線 3	0.5m <sup>3</sup> /分×43m×3.7kW×3台×2組 非常用発電機：50kVA/タンク：198L (燃料満タンで最大13.0時間運転可能) 消費燃料：約15.20/h 129.6m <sup>3</sup> ×2池=259.2m <sup>3</sup> (内102.6m <sup>3</sup> ×2池=205.2m <sup>3</sup> 使用)		圧力0.32~0.43MPa 流量10L以下停止 自動R・並列(2台)運転 ユニット手動切替	非常通報装置、薬注装置、 残塩計、水位計、 記録計

秋田地区(2)

No.	施設の名称		所在地	バルブ番号	電話番号	契約容量 電柱番号	構造・能力	ポンプ容量(m <sup>3</sup> /分×m×kW×台) 高低差(m) 有効容量(m <sup>3</sup> ) 非常用発電機容量(kVA)	運転方法	備考
	配水池	手形山大沢346-8	in 7266 out 7268			180.0m <sup>3</sup> ×2=360.0m <sup>3</sup> HWL:76.3m、LWL:73.3m				
12	揚水ポンプ場	上北手猿田字猿田沢50-1	-	839-5379	15A、1kW 坊谷線 53北1	0.04m <sup>3</sup> /分×35m×0.75kW×2台	配水池水位0.9mで起動、1.4mで停止 自動交互運転	非常通報装置		
	配水池	上北手小山田字山造沢地内	in 18771 out 18772			7.0m <sup>3</sup> HWL:55.1m、LWL:52.2m				
13	揚水ポンプ場・受水槽	下浜羽川字横長根31-67	in 20919 out -----	879-2925	15A、7kW 長浜線 20北1	0.19m <sup>3</sup> /分×45m×5.5kW×2台 6.0m <sup>3</sup> ×2=12.0m <sup>3</sup>	配水池水位0.75mで起動、1.2mで停止 自動交互運転	非常通報装置、水位計 可搬式発電機設置対象施設		
	配水池	下浜羽川字五郎池124-6	in 20945 out 20951他			128.0m <sup>3</sup> ×2=256.0m <sup>3</sup> (内1池未使用) HWL:52.4m、LWL:50.4m				
14	高架水槽	大平台一丁目10-4	in 16897 out 16896	832-8880	30A 桜ハイタウン線 24西1	124.2m <sup>3</sup> HWL:50.6m、LWL:48.0m	高架水槽水位2.4mで停止(フロート弁)	非常通報装置、水位計、記録計		
15	揚水ポンプ場	桜ガ丘二丁目1	in 14292 out 14291	837-7041	60A、13kW 桜ハイタウン線 16	1.284m <sup>3</sup> /分×25m×11kW×2台	配水池水位12.0mで起動、13.5mで停止 自動交互運転	非常通報装置、水位計、記録計 可搬式発電機設置対象施設		
	配水池	桜ガ丘五丁目4-13	in 14305 out 14304		30A 桜ガ丘東団地線 14	367.0m <sup>3</sup> HWL:64.0m、LWL:59.5m、LLWL:51.0m				
16	揚水ポンプ場・受水槽	南ヶ丘二丁目1-2	in 18654 out 21991他	829-3403	30A、32kW 南ヶ丘線 40	1.22m <sup>3</sup> /分×51.3m×22kW×2台 235.0m <sup>3</sup> ×2=470.0m <sup>3</sup> (内1池未使用)	高架水槽水位2.0mで起動、3.0mで停止 自動交互運転	非常通報装置、水位計、記録計 可搬式発電機設置対象施設		
	高架水槽	南ヶ丘三丁目地内	in 18697 out 18699他		30A 南ヶ丘東線 2北2西2北3	121.4m <sup>3</sup> HWL:64.0m、LWL:60.0m				

河辺地区

No.	施設の名称		所在地	バルブ番号	電話番号	契約容量 電柱番号	構造・能力	ポンプ容量(m <sup>3</sup> /分×m×kW×台) 高低差(m) 有効容量(m <sup>3</sup> ) 非常用発電機容量(kVA)	運転方法	備考
	配水池(計量室)	河辺岩見字善知鳥坂139-1	in 24597他 out 24599他		30A 鶺鴒線 105	179.1m <sup>3</sup> HWL:182.5m、LWL:180.0m				
18	増圧ポンプ場	河辺三内字繋沢75-4	in 30642 out 30644	なし	3kW 繋沢線 29	0.125m <sup>3</sup> /分×58m×2.5kW×1台	吐出圧力一定方式 設定圧力0.7213MPa	非常時 外部パトライト点灯		

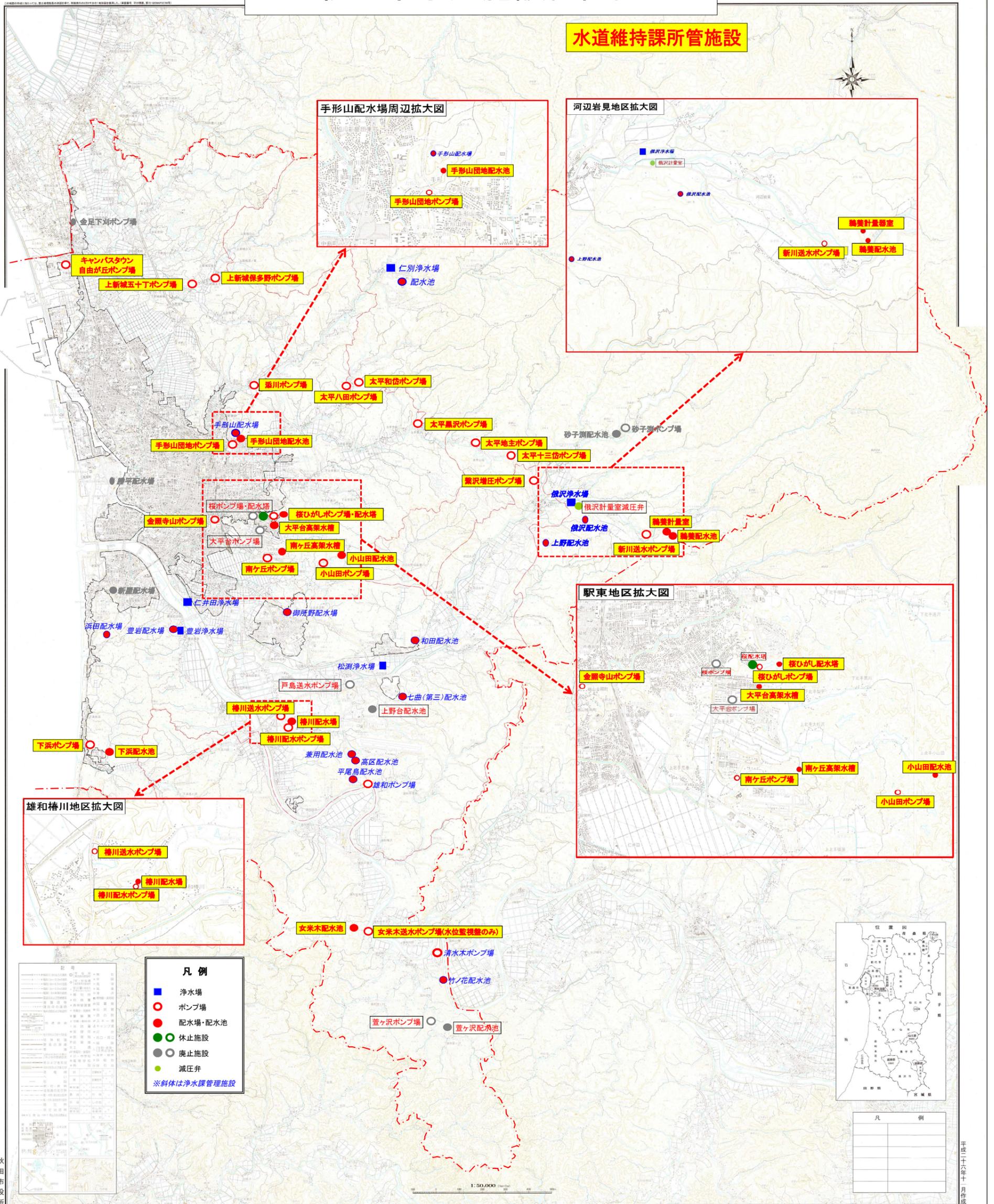
雄和地区

No.	施設の名称		所在地	バルブ番号	電話番号	契約容量	構造・能力	ポンプ容量 (m <sup>3</sup> /分 × m × kW × 台) 高低差 (m) 有効容量 (m <sup>3</sup> ) 非常用発電機容量 (kVA)	運転方法	備考
						電柱番号				
19	椿川送水ポンプ場	揚水ポンプ場	雄和椿川字長者屋敷1	in ----- out -----	886-3689	30A、43kW 寺沢線 11南2	1.04m <sup>3</sup> /分 × 56m × 18.5kW × 3台 <b>非常用発電機：72kVA/タンク：390L</b> (燃料満タンで最大18.5時間運転可能) 消費燃料：約21.1ℓ/h	配水池水位6.1mで起動、6.4mで停止 自動R・並列(2台)運転	非常通報装置、水位計、記録計	
	受水槽			-		62.5m <sup>3</sup> × 2 = 125m <sup>3</sup>				
20	椿川配水ポンプ場	増圧ポンプ場兼配水ポンプ場	雄和椿川字前椿岱462-1	in ----- out -----	886-4259	30A、39kW 鹿野戸線 34	0.44m <sup>3</sup> /分 × 56m × 11.0kW × 3台 <b>非常用発電機：47.5kVA/タンク：390L</b> (燃料満タンで最大28.0時間運転可能) 消費燃料：約14.0ℓ/h	圧力0.52MPaで起動 圧力0.61MPaで停止 自動R・並列(2台)運転	非常通報装置、テレメータ設備、残塩計、水位計、記録計	
	配水池			in ----- out -----		950.0m <sup>3</sup> HWL：69.4m、LWL：63.0m				
21	女米木送水ポンプ場 ※ポンプR4.3停止 配水池自圧送水	揚水ポンプ場-受水槽	雄和女米木字高麓沢38-3	in-32400 out-32400	886-2777	20A、7kW	0.32m <sup>3</sup> /分 × 56m × 5.5kW × 2台 3.375m <sup>3</sup> × 2 = 6.75m <sup>3</sup>	配水池水位2.85mで停止(フロート弁)	非常通報装置、水位計、記録計	
	配水池		雄和女米木字高麓沢166-7	in (24611) out (24612)		-	71.65m <sup>3</sup> × 2 = 143.3m <sup>3</sup> HWL：70.65m、LWL：68.0m			

# 秋田市水道施設位置図

令和7年11月現在

## 水道維持課所管施設



ポンプ場日常点検表

様式 1

点検者 \_\_\_\_\_

点検日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 天候 ( ) 室温 °C					
点検箇所	点検項目				所見	
電線および支持物	引き込み線の高さおよび他の工作物との距離					
	屋外配線の状態					
高圧受変電設備	変圧器盤	一次側電圧計	V	力率計	%	
		一次側電流計	A	電力計	kW	
	低圧動力盤	動力用主幹電圧計	V	照明用主幹電圧計	V	
		動力用主幹電流計	A	照明用主幹電流計	A	
低圧受電設備	指示計の確認	三相主幹電圧	V	単相主幹電流	A	
		単相主幹電圧	V	単相主幹電流	A	
ポンプ場の 制御盤・ 計装盤	表示灯の異常 (ランプテスト)					
	各種スイッチの選択位置					
	異音・異臭・内部電気部品の状態・端子変色					
		前回	今回	差	平均	
	流入流量積算	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /日	
	送水流量積算	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /日	
	受水槽水位					
	流量・水位・ 残留塩素濃度	送水流量	m <sup>3</sup> /h	配水池(高架タンク)水位	m	
		配水池(高架タンク)流量	m <sup>3</sup> /h	残留塩素濃度	ppm	
		残留塩素濃度計指示値/実測値				ppm
記録計動作状態						
記録計メモリカード・記録紙				交換 / 未交換		
ポンプ および 電動機	電流値	1号	(定格 A)	A		
		2号	(定格 A)	A		
		3号	(定格 A)	A		
	圧力計 指示	(吸込)	1号	(定格 MPa)	MPa	
			2号	(定格 MPa)	MPa	
			3号	(定格 MPa)	MPa	
		(吐出)	1号	(定格 MPa)	MPa	
			2号	(定格 MPa)	MPa	
			3号	(定格 MPa)	MPa	
	積算運転回数		前回	今回	平均回数	
		1号	回	回	回/日	
		2号	回	回	回/日	
		3号	回	回	回/日	
	積算運転時間		前回	今回	平均時間	
		1号	h	h	h/日	
2号		h	h	h/日		
3号		h	h	h/日		

ポンプ および 電動機	送水流量	1号	(定格 $m^3/h$ )	$m^3/h$		
		2号	(定格 $m^3/h$ )	$m^3/h$		
		3号	(定格 $m^3/h$ )	$m^3/h$		
	軸受温度・異音・振動・油量・連結継手の状態					
	グラウンド封水・ドレン					
	空気だまり・空気抜きコック					
	電動弁の状態					
	圧力容器	圧力計	起動圧力		MPa	
			停止圧力		MPa	
	タンク本体の損傷・胴・鉄鋼・ふた					
	その他の設備	コンプレッサーの状態				A
		排水ポンプの状態				
		換気扇および保温器具の状態				
		非常通報装置の確認				
		室内各配管の状態				
		建屋・フェンス・看板等の状態				
	発電機・蓄電池	非常用発電機の状態			燃料残量： / L	
		UPSの状態				
	受水槽等	本体・電極・水位計の状態				
		流入弁・流出弁・ドレン弁の位置				
フェンス・看板・施錠						
配水池 (高架タンク)	配水池(高架タンク)水位		現場指示/盤内表示	/	m	
	配水池(高架タンク)配水流量		現場指示/盤内表示	/	$m^3/h$	
	本体・電極・水位計の状態					
	流入弁・流出弁・ドレン弁の位置					
	場内配管の状態					
	建屋・フェンス・看板等の状態					
	屋外環境の状態(取り付け道路、排水溝、ごみ、雑草)					
ポンプ運転 配水池水位 (m)		運 転			m / 停 止 m	

凡例	○	良	△	やや良	×	不良	/	未点検	H	補充	C	掃除
	D	ドレン	◎	注油	A	調整	W	分解	E	取替	-	なし

制御盤確認：○

消灯確認：○

施錠確認：○

その他特記事項：



## 事故・故障 報告書

		報 告	令和 年 月 日
施 設 名			
種 別	<input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> その他		
発生日時	時 分	報 告 者	
機 器 名		製造メーカー	
異常箇所			
事故・故障状況			
事故・故障原因			
処 置	<input type="checkbox"/> そのまま <input type="checkbox"/> 電源断 <input type="checkbox"/> 応急処置 <input type="checkbox"/> 完全復旧 <input type="checkbox"/> その他		